

○宍粟市議会議員政治倫理条例施行規程

平成24年9月28日

議会規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、宍粟市議会議員政治倫理条例（平成24年宍粟市条例第31号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(請負状況等報告書及び訂正)

第2条 条例第5条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第5条第2項の規定による訂正は、訂正届（様式第2号）により行うものとする。

3 議長は、条例第5条第3項の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分をよむことができるように字体を残さなければならない。

(令6議会規程1・追加)

(報告等の閲覧)

第3条 条例第6条第2項の規定による閲覧は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間内にすることができる。

2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、第1項によって指定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(令6議会規程1・追加)

(兼業報告書)

第4条 条例第7条第1項の規定による提出は、兼業報告書（様式第3号）により行うものとする。

2 条例第7条第2項の規定による提出は、兼業変更報告書（様式第4号）により行うものとする。

(令6議会規程1・旧第4条繰上・旧第2条繰下・一部改正)

(調査請求の手續)

第5条 条例第8条の規定による調査の請求（以下「調査請求」という。）は、政治倫理調査請

求書（様式第5号）に、政治倫理調査請求署名簿（様式第6号）及び政治倫理基準等に違反する疑いのある事実を証する資料を添えて行うものとする。

2 政治倫理調査請求署名簿には、調査請求をしようとする市民又は議員が署名及び押印をしなければならない。この場合において、署名は、調査請求が行われる日前60日以内に行われたものでなければならない。

3 調査請求をしようとする者は、本市の選挙人名簿に登録されている者でなければならない。

（令6議会規程1・旧第5条繰上・旧第3条繰下・一部改正）

（調査請求要件の審査）

第6条 議長は、条例第8条の規定により市民から調査請求書の提出があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、調査請求をした市民が選挙人名簿に登録されたものであるかどうかの確認を求めるものとする。

2 議長は、調査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該調査請求を却下するものとする。

（1）政治倫理調査請求署名簿に市民にあつては選挙権を有する者10人以上、議員にあつては議員定数の8分の1以上の連署がないとき。

（2）政治倫理調査請求書の記載事項に不備があるとき。

（3）政治倫理基準等に違反する疑いのある事実を証する資料の添付がないとき。

（4）その内容が調査請求をすることができない対象についてしたものであるとき。

3 議長は、政治倫理調査請求書に形式上の不備があると認めるときは、相当の期間を定めて、調査請求をした市民又は議員の代表者（以下「請求代表者」という。）に、その補正を求めることができる。

4 議長は、第2項の規定により調査請求を却下したときは、請求代表者に、政治倫理調査請求却下通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（令6議会規程1・旧第6条繰上・旧第4条繰下・一部改正）

（付託通知）

第7条 議長は、調査請求の審査を審査会に付託したときは、請求代表者及び審査の対象となった議員に対し、その旨を書面により通知するものとする。

（令6議会規程1・旧第7条繰上・旧第5条繰下）

（釈明機会の請求）

第8条 審査の対象となった議員は、条例第12条の規定により、審査会に対して釈明の機会を求めるときは、釈明機会請求書（様式第8号）により行うものとする。

（令6議会規程1・旧第8条繰上・旧第6条繰下・一部改正）

(調査及び審査結果の写しの送付)

第9条 調査及び審査結果は、議長が請求代表者及び審査の対象となった議員に対し、その写しを送付するものとする。

(令6議会規程1・旧第9条繰上・旧第7条繰下・一部改正)

(調査及び審査結果の公表)

第10条 調査及び審査結果の要旨の公表は、市のホームページに掲載すること等により行うものとする。

(令6議会規程1・旧第10条繰上・旧第8条繰下・一部改正)

(説明会の開催)

第11条 議長は、条例第14条第1項の規定により説明会を開くときは、開催の日及び場所その他必要な事項を定め、市のホームページ等に掲載し広報に努めるものとする。

2 議長は、説明会の議事を整理し、説明会の場の秩序を保持し、説明会に関する事務を統括する。

3 説明会に出席した市民又は議員は、議長が前項の規定に基づいて行う指示に従わなければならない。

(令6議会規程1・旧第11条繰上・旧第9条繰下・一部改正)

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

(令6議会規程1・旧第12条繰上・旧第10条繰下)

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月28日議会規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。